西ノ島町条例改廃請求書

西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和８年６月１９日条例第７号）を廃止する請求の要旨

１．請求の要旨

① 請求

令和８年６月19日町議会で可決された『西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例』を廃止し、在校生、保護者、地域住民から幅広く意見を聴取し、民主的かつ透明性のある方法により校名を決定すること。

② 請求理由

西ノ島町立義務教育学校の校名を「西ノ島みらい学園」とする条例が可決されたが、その選定過程において、町民への十分な説明や意見を述べる機会が設けられていなかった。

保護者に配布の『開校準備便り Vol.7』で４案が示された後は、「西ノ島学園」「西ノ島みらい学園」の２案に絞られたこと、「西ノ島みらい学園」が選定されたことについて、条例案が提出・可決されるまで周知されなかった。在校生のいない家庭では町報が主な情報源であるが、約１ヶ月遅れの情報であり、候補４案の掲載はなかった。広報２月号の『開校準備便り Vol.3』では「保護者の皆様や地域の皆様との対話を大切にしながら」とあるが、その趣旨が実践されたとは言い難い。

公募では58票・48案が寄せられ、「西ノ島学園」が最多９票だった。「西ノ島みらい学園」は公募案に無く、公募案等を基に開校準備委員会で作成された校名であった。校名募集要項には選定基準の一つに「未来への願い」が掲げられ、参考例として「成田市立大栄みらい学園」が示されていたことから、選定過程の公平性・透明性に疑念が残る。手続き上の形式に問題は無くても、校名を使う当事者や地域との合意形成が著しく不足しており問題が無かったとは言えない。

在校生を対象とした保護者有志実施のアンケートでは、新校名に賛同している在校生は約３％だった。「違う名前がいい」「西ノ島学園がいい」と校名変更を望む回答は全体の過半数、投票数に対しては４分の３を占めた。こども基本法の理念「児童の意見の尊重」からも、この結果は無視できない。

学校名は、在校生にとっては卒業後も母校の名前として生涯にわたり使用され、地域にとっては町の歴史と共に残り島唯一の学校となることから西ノ島町のイメージにも関わる重要な名称である。西ノ島町立学校として最後の校名になるからこそ、教育のビジョンだけでなく「これから先も愛され、親しまれる名前」として、多くの町民が納得する校名が望ましいと考える。

以上の理由から、先の条例を廃止し、民主的で透明性のある方法で校名を改めて決めることを求める。

２．請求代表者

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

氏名 蛭子 留美　　生年月日[redacted]　性別[redacted]

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

氏名 福浦 早紀　　生年月日[redacted]　性別[redacted]

島根県隠岐郡西ノ島町[redacted]

氏名 関谷 学　　生年月日[redacted]　性別[redacted]

上記のとおり、地方自治法第７４条第１項の規定により、別紙条例案を添えて条例の改廃を請求いたします。

令和８年１１月２４日

西ノ島町長　坂栄　一秀　様

（別紙）

直接請求をする条例廃止案

西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例

令和８年６月１９日
条例第７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定に基づき、西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例を廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。